

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成24年7月3日

【事業年度】 第1期（自平成23年10月3日至平成24年3月31日）

【会社名】 サノヤスホールディングス株式会社

【英訳名】 Sanoyas Holdings Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 上田 孝

【本店の所在の場所】 大阪市北区中之島三丁目3番23号

【電話番号】 大阪（06）4803-6161（代表）

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長執行役員 森本 武彦

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区中之島三丁目3番23号

【電話番号】 大阪（06）4803-6161（代表）

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長執行役員 森本 武彦

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成24年6月26日に提出いたしました第1期（自平成23年10月3日至平成24年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレートガバナンスの状況等

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

（訂正前）

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

（省略）

企業統治の体制

イ 企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社における企業統治の体制は監査役制度を採用し、社外監査役2名を含む4名の監査役により監査役会が構成されている。12名の取締役による取締役会は取締役会長が議長を務め、取締役並びに監査役が参加し毎月定例的に開催し、活発な議論のうえ意思決定を行っている。この枠組みの中で執行役員制度を導入し、経営の「意思決定機能」及び業務執行の「監督機能」と「業務執行機能」を分離し、迅速な意思決定と効率的な業務執行の体制を構築するとともに役割と責任を明確化して、コーポレート・ガバナンスの充実とそれぞれの機能強化を図っている。さらに取締役会長並びに常務以上の執行役員によって構成される経営会議を原則毎月2回定例的に開催し、経営戦略の策定や事業推進の是非等について十分協議している。また業務の適法性と効率性を確保する経営管理を目的とし、社内規程に基づき内部統制システムを整備するとともに、内部統制推進部を設置して当該システムの実効性、妥当性の監査を行っている。

（省略）

(訂正後)

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

(省略)

企業統治の体制

イ 企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社における企業統治の体制は監査役制度を採用し、社外監査役2名を含む4名の監査役により監査役会が構成されている。12名の取締役による取締役会は取締役会長が議長を務め、取締役並びに監査役が参加し毎月定例的に開催し、活発な議論のうえ意思決定を行っている。この枠組みの中で執行役員制度を導入し、経営の「意思決定機能」及び業務執行の「監督機能」と「業務執行機能」を分離し、迅速な意思決定と効率的な業務執行の体制を構築するとともに役割と責任を明確化して、コーポレート・ガバナンスの充実とそれぞれの機能強化を図っている。さらに取締役及び常務以上の執行役員によって構成される経営会議を原則毎月2回定例的に開催し、経営戦略の策定や事業推進の是非等について十分協議している。また業務の適法性と効率性を確保する経営管理を目的とし、社内規程に基づき内部統制システムを整備するとともに、内部統制推進部を設置して当該システムの実効性、妥当性の監査を行っている。

(省略)

以上